

役員選任についての了解事項

- 1 常任理事は19名とし、各ブロックで選任する。
各ブロックでの人数は、学区（地区・町）連合会数を勘案して次のとおりとする。
（なお5学区（地区・町）連合会で1名の常任理事を基本とする。）
各ブロック常任理事のうち1名をブロック長とする。ブロック長は副会長に就任する。

ブロック名	理事数	常任理事	自治会ブロック区分による学区（地区・町）
中央東	8	2	東 手城 深津 樹徳 旭 久松台 西深津 桜丘
中央西	10	2	西 南 霞 川口 光 箕島 曙 多治米 新涯 川口東
東 部	15	3	引野 蔵王 千田 大津野 伊勢丘 坪生 旭丘 緑丘 長浜 野々浜 幕山 春日 日吉台 大谷台 御幸
西 部	9	2	神村 本郷 東村 今津 松永 柳津 金江 藤江 高西
西 南	11	3	泉 津之郷 赤坂 瀬戸 熊野 水呑 高島 走島 鞆 山手 明王台
南 部	7	2	横島 田島東部 田島西部 山南 千年 常石 能登原
北 部	14	3	有磨 福相 山野 広瀬 加茂 駅家 宜山 駅家西 駅家東 服部 戸手 新市 常金丸 網引
神 辺	6	2	神辺 竹尋 御野 湯田 中条 道上

- 2 これまでの経緯を踏まえて、会長は常任理事の中から選出する。
常任理事が会長選考委員となる。
- 3 監事は、理事以外の単位自治会（町内会）長の中から総会において選出する。
- 4 事務局長および会計は、会長が理事の中から推薦する。